

建築基準法第 42 条第 1 項第 4 号の規定に基づく道路の指定を次のとおり取り消しました。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 12 日

京都市長 門 川 大 作

## 1 取消事項

指定 番号	指定 年月日	道路の名称	道路の 幅員	道路の 延長	道路の位置
第 412 号	平成 30.3.20	都市計画道路桃山石 田線の一部	メートル 16.0 ～ 22.0	メートル 197	京都市桃山東地区土 地区画整理事業施工 地区内

## 2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)